

7.助成金実績の報告

助成金を受けた助成対象事業者は、事業終了おおむね1ヶ月以内に事業報告書及び収支報告書を提出していただきます。

8.助成金受給の明記

助成金を受給し事業を行う際には、購入した物品等または事業実施時には公衆の見える場所に本助成金を受給した旨を明記していただきます。

9.個人情報保護に関する事項

- (1) 当基金が助成に関して取得する個人情報は、選考作業や助成の可否の通知など、本申請に関する業務に必要な範囲に限定して取り扱います。
- (2) 当基金は本件助成が決定した場合、決定者に関する情報を一般公開いたしません。

10.書類提出先・連絡先

公益財団法人 山形庶民佐久間基金
事務局 佐藤
〒990-2492 山形県山形市鉄砲町2-18-5
TEL 023-632-2161 FAX 023-632-2165